

令和3年4月1日
農林水産省

仏領ポリネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、仏領ポリネシア向けに輸出される福島県等13県産の一部の日本産食品・飼料に放射性物質の検査等が求められていましたが、3月17日に、以下の品目の規制が解除され、直行便で輸入される食品・飼料のみが規制対象となることが確認できたのでお知らせします。

- ① 第三国経由で日本から輸入される食品・飼料
- ② 漁業用のエサとして使用される水産物

なお、その他の品目に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書の添付義務には変更ありません。

上記規制の緩和を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_210317.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和3年3月17日現在）」

【参考 2020年の仏領ポリネシア向け食品・農林水産物の輸出額】

3.6億円、主な輸出品目：即席麺（2.2億円）、いわし（1.4億円）

お問合せ先
食料産業局 輸出先国規制対策課
担当者：貞包（さだかね）、鎌川
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475